

令和 8 年度
堺市伝統産業異業種連携（商品開発・販路開拓）
チャレンジ補助金
募集要領

■申請受付期間■

令和 8 年 5 月 1 日（金）から 令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
※申請は、先着順で予算に達した時点で終了となります。

■受付及び問合せ先■

堺市産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課
TEL 072-228-7534
FAX 072-228-8816
E-mail chisan@city.sakai.lg.jp

1. 制度の趣旨

伝統産業は、ライフスタイルの変化や人口減少等により市場が縮小傾向にあります。また多くが零細企業で受注生産、分業体制が主体であります。そのような中、伝統産業の持続的な発展のためには、消費者ニーズに対応した商品開発力や需要開拓に向けた営業活動や情報発信など販売力の強化を図る必要があります。

この制度は、伝統産業事業者等が異なる業種の事業者と連携し、そのノウハウを活かして行う商品開発から販路開拓等まで一体的に取り組む事業に要する経費を補助することにより、伝統産業の振興を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

補助対象者は、以下の（１）（２）（３）のいずれかに該当する者とします。

- （１）伝統産業事業者（本市内に主たる事業所を有し、刃物、注染・和晒、線香、昆布加工（手すき昆布）のいずれかの伝統産品を製造する事業者）
- （２）（１）の者により組織された団体（産地組合等）
- （３）伝統産業事業者以外の事業者のうち、次の①及び②に該当する者（以下、「伝統産業事業者以外の事業者」といいます。）
 - ①本市内の主たる事業所又は研究開発拠点において、引き続き１年以上事業を行っている中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条第1項に規定する中小企業者。ただし、みなし大企業（※1）は除く。
 - ②日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)において分類された製造業に属する事業を行う者。

※1 みなし大企業

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

3. 補助の対象となる事業

補助対象事業は、次の（１）から（３）のすべてに該当する事業で、伝統産業事業者及び伝統産業事業者により組織された団体は次の（４）又は（５）に、伝統産業事業者以外の事業者は次の（５）にも該当する事業です。

- （１）補助対象者が1以上の異なる業種の事業者（※2）と連携して行う事業。
- （２）補助対象者が商品開発（※3）から販路開拓等（※4）まで一体的に取り組む事業。
- （３）補助対象者にとって商品開発と販路開拓等のそれぞれが新たな取組である事業（※5）。
- （４）刃物、注染・和晒、線香、昆布加工（手すき昆布）のいずれかの商品開発及び販路開拓等に取り組む事業。
- （５）堺の伝統産品（刃物、注染・和晒、線香）の魅力を引き立てともに輝く逸品の商品開発及び販路開拓等に取り組む事業。

※ 2 異なる業種の事業者

総務省が定める「日本産業標準表」の中分類を異とする事業者をいいます。また、市内・市外、国内・国外、中小・大企業等、事業所の所在や規模を問いません。

※ 3 商品開発

補助事業者が主体となって行う新商品・製品の開発（既存商品・製品の改良を含む）をいいます。

※ 4 販路開拓等

補助事業者が事業連携を行う異なる業種の事業者の店舗や営業所での顧客等へのPRや販売をはじめ、国内外の展示会、物産展などへの出展、クラウドファンディング、インターネット販売、専門雑誌や各種メディア等での情報発信など国内外への販路開拓につながる取組をいいます。

※ 5 新たな取組である事業

新たな取組と認定されるか不明な場合は、事前にご相談ください。

4. 補助金額等

(1) 申請枠

① 一般枠

2 箇年事業枠以外の事業をいいます。

② 2 箇年事業枠

補助金下限額が一般枠より高く、補助対象期間が2 箇年のものをいいます。

(2) 申請枠ごとの補助内容

申請枠	補助率	補助金下限額	補助金上限額
一般枠	1 / 2 以内	2 0 万円	2 0 0 万円
2 箇年 事業枠		5 0 万円	2 0 0 万円 (1 年度あたりの補助上限額は1 0 0 万円)

※補助金下限額以下の事業は補助の対象とはなりません。

5. 補助事業実施期間

補助事業実施期間は、申請枠に応じて以下のとおりです。

(1) 一般枠

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 2 箇年事業枠

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

6. 補助対象となる経費

(1) 補助対象経費について

補助対象経費は、補助事業の執行に必要と認められる経費のうち、補助事業実施期間における以下の表に掲げる経費です。

○補助対象経費一覧

区分	補助対象経費	内容
商品開発	謝金	商品開発やブランディングに必要な指導・助言に係る外部の専門家等謝金
	原材料費	試作品の製作に必要な原材料費
	委託・外注費	試作品製作、デザイン制作、パッケージ開発等商品開発に必要な外部への委託費
	知的財産権等取得費	特許権、商標権等知的財産権等の取得経費
	その他	補助対象経費を一括して外注する経費のほか市長が必要と認める経費
販路開拓等	謝金	マーケット調査、モニター調査等実施に係る外部の専門家等謝金
	広告費	各種メディア掲載料、広告宣伝費
	委託・外注費	開発商品の映像制作、WEBサイト掲載、パンフレット等各種媒体製作等外部への委託費
	展示会等出展費	物産展・展示会等出展経費、専門店舗・インターネット出展経費、クラウドファンディング出展経費等
	その他	補助対象経費を一括して外注する経費のほか市長が必要と認める経費

※商品開発、販路開拓等のいずれかに全額充当することは可能ですが、補助事業は商品開発から販路開拓等までを一体的に取り組む事業が補助の対象です。

(2) 補助対象とならない経費について

- ①補助事業の目的に合致しない経費
- ②連携事業者など申請者以外の者が支払った経費
- ③帳票類（請求書、領収証等）に不備がある経費
- ④消費税及び地方税法、その他諸税、収入印紙代
- ⑤補助事業実施期間前に入手したものへの後払い経費や、実施期間後に入手するための前払い経費
- ⑥他の用途の経費と区別ができない経費（ただし販路開拓等にかかる経費は、補助事業で開発・改良した商品の販路開拓等に有効ならば、既存商品を含めた販路開拓等経費を補助対象として差し支えありません。費用の算出について疑義がある場合は事前にご相談ください。）
- ⑦その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(3) その他留意事項

- ①補助対象経費の支払い方法について
 - ・原則現金払い又は銀行振込による支払いをお願いします。

- ・小切手による支払いは領収書がある場合のみ認めます。
- ・他の取引と相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による支払いは認められません。
- ・クレジットカードや電子マネーによる支払いは、真にやむをえない場合のみ認める場合がありますが、決済完了状況を確認するために、別途提出資料が必要になりますので、事前にお問い合わせください。
- ・補助対象経費の支払いによりポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は補助対象となりません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算（1ポイント1円相当等）できる場合は、その金額分を補助対象経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません。

②他の補助金との関係

本事業の実施に際し、他の助成制度（補助金、委託費）等を活用して財政的な支援を受ける場合は、当該他の助成対象事業費を本事業の補助対象経費から除外した場合に限り、補助金を交付することができます。その場合、実績報告において収支状況を明らかにしてください。なお、二重交付に該当する場合は、交付金額の全部又は一部を取り消す場合があります。

7. 申請期間と申請方法

(1) 事業計画の認定申請期間

令和8年5月1日（金）から 令和9年1月29日（金）まで

※申請は、先着順で予算に達した時点で終了となります。

(2) 申請方法

申請書類を電子メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出してください。

(3) 申請書類

- ①堺市伝統産業異業種連携（商品開発・販路開拓）チャレンジ補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- ②役員情報届出書（様式第1号の2。法人の場合に限ります。）
- ③事業計画書（様式第2号）
- ④発行後3か月以内の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は、事業概要書及び発行後3か月以内の住民票の写し）
- ⑤直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税。個人の場合は直近の年度に係る市民税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑥直近の決算報告書の写し（個人にあっては、これに相当する書類）
- ⑦会社案内又はそれに類するもの
- ⑧その他市長が必要と認める書類

(4) 申請受付・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課 担当：荒川

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL 072-228-7534 FAX 072-228-8816 E-mail chisan@city.sakai.lg.jp

8. 事業計画の審査

事業計画の認定可否は、堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課において審査します。また各事業者の

事業計画に疑義がある等の場合、堺市中小企業者等支援事業審査会で補助の可否を審査する場合があります。なお、審査基準は以下のとおりです。

●審査基準

(1) 事業の新規性

事業計画が補助事業者にとって新規性のある取組であり、商品開発力や販売力の強化につながる事が期待できるか。

(2) 事業の実現可能性

事業計画が本事業の趣旨に合致し妥当かつ実現可能なものであるか。

(3) 異業種連携の有効性

- ・異業種事業者が事業の遂行に有効な業務内容・能力・実績等を持っているか。
- ・異業種事業者との連携・役割分担が明確かつ適当であるか。

(4) 商品の優位性

- ・ライフスタイルの変化や消費者ニーズを的確にとらえ、伝統製品の素材や技法を活かした商品開発・改良であるか。
- ・伝統製品の付加価値化、差別化による商品の優位性があるか。

(5) 販売戦略の妥当性

顧客ターゲットと商品開発後の販売戦略が明確かつ妥当であり、販路拡大が期待できるか。

※原則提出書類により審査しますが、必要に応じてヒアリングの実施や補足資料の提出を求める場合があります。

9. 事業計画の認定可否と補助金の交付申請

(1) 事業計画の認定可否は、すべての応募者に文書でお知らせいたします。

(2) 補助金の交付申請

審査の結果、事業計画の認定を受けた者は、事業計画の認定を受けた日から30日以内に下記書類を提出してください。なお、2箇年事業枠に係る2年度目の交付申請は令和9年4月30日までに提出ください。

①堺市伝統産業異業種連携（商品開発・販路開拓）チャレンジ補助金交付申請書（様式第4号）

②収支予算書(様式第5号)

③補助対象経費にかかる見積書その他これに相当する書類の写し

※支出予定経費にかかる見積書がない場合は、価格の根拠が分かる書類（チラシやカタログの写し等）

④事業計画書（様式第2号）（事業計画の認定申請時と変更があった場合に限り）

⑤その他市長が必要と認める書類

10. 実績報告

補助金の交付の申請を行った日の翌年度の4月15日までに以下に掲げる書類を提出してください。

(1) 堺市伝統産業異業種連携（商品開発・販路開拓）チャレンジ補助金実績報告書（様式第10号）

(2) 事業実施報告書(様式第11号)

(3) 収支決算書(様式第12号)

(4) 補助事業を実施したことを証明する書類

(5) 補助対象経費に係る支出を証明する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

1 1. 補助金の額の確定

実績報告に係る書類等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、堺市伝統産業異業種連携（商品開発・販路開拓）チャレンジ補助金確定通知（様式第 1 3 号）により通知します。

1 2. 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けた日から起算して 1 5 日以内に、堺市伝統産業異業種連携（商品開発・販路開拓）チャレンジ補助金交付請求書（様式第 1 4 号）により、補助金の交付請求をしてください。

1 3. 成果の公表等

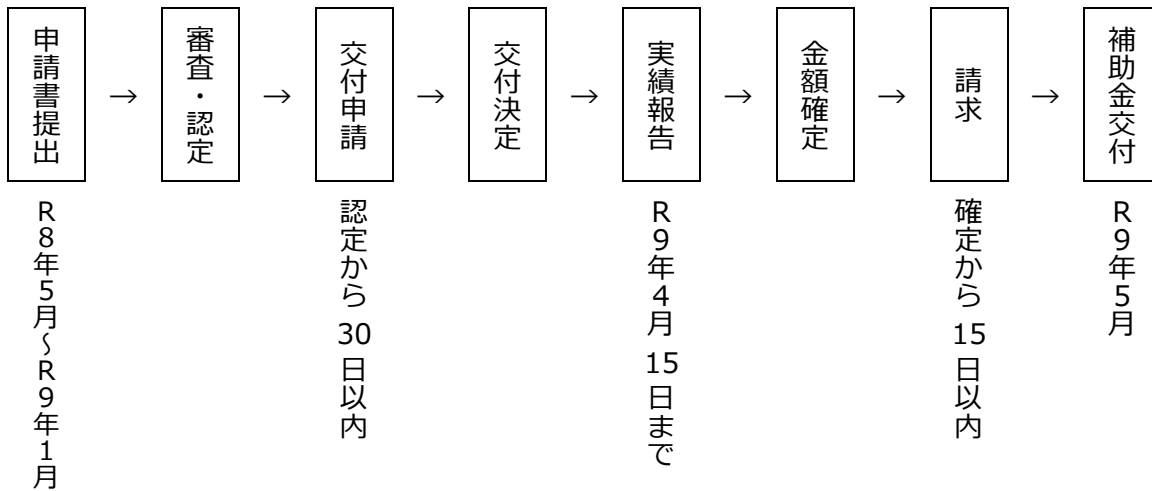
市が事業の成果について、報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど、広く周知する場合は、協力をお願いします。また、認定を受けた事業計画について、申請者、テーマ、事業概要等を公表する場合があります。

1 4. その他

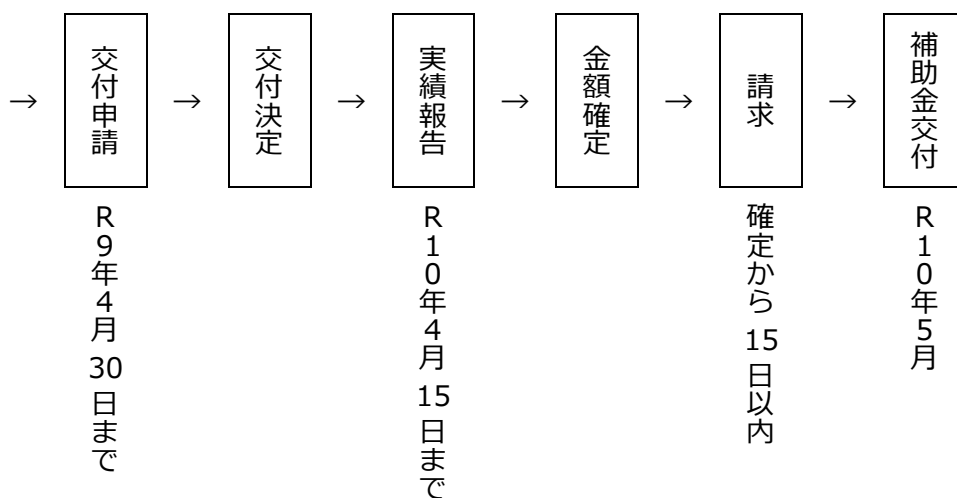
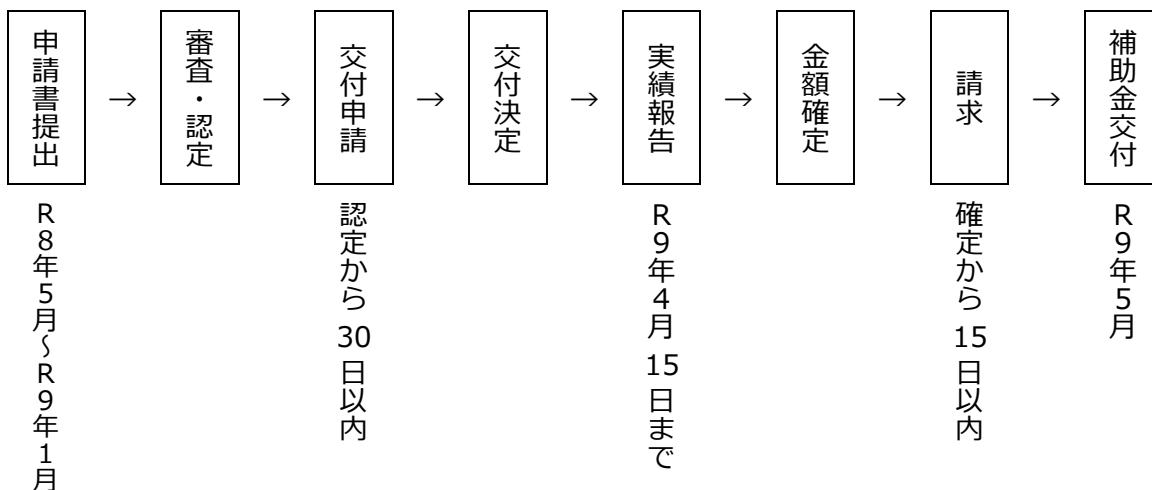
- (1) 当補助金の申請は、1 事業につき、1 回限り可能です。
- (2) 申請内容に変更が生じる可能性がある場合または変更が生じた場合もしくは補助事業について廃止または中止しようとする場合は、すみやかに堺市地域産業創造課までご相談ください。また交付決定後の補助金の増額変更はできません。

15. 補助金交付までのスケジュール

○一般枠



○2箇年事業枠



※上記に加えて、補助事業の進捗状況の報告を求める場合があります。